

改正案	現行
<p>（運用の方法）</p> <p>第十五条 法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であつて次項に規定する要件（同項において「運用方法要件」という。）に適合するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる有価証券（有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条において同じ。）の売買</p> <p>イヌ又 （略）</p> <p>ル 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二条第十二項に規定する投資法人をいう。ソ及びツにおいて同じ。）の投資証券（ツに掲げるものを除く。）又は投資法人債券（同条第二十二項に規定する投資法人債券をいう。）</p> <p>ヲネ （略）</p> <p>ナ 外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。）の受益証券又は外国投資証券（同法第二百二十条に規定する外国投資証券をいう。）。</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（運用の方法）</p> <p>第十五条 法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であつて次項に規定する要件（同項において「運用方法要件」という。）に適合するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる有価証券（有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条において同じ。）の売買</p> <p>イヌ又 （略）</p> <p>ル 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。ソ及びツにおいて同じ。）の投資証券（ツに掲げるものを除く。）又は投資法人債券（同条第二十八項に規定する投資法人債券をいう。）</p> <p>ヲネ （略）</p> <p>ナ 外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。）の受益証券又は外国投資証券（同法第二百二十条に規定する外国投資証券をいう。）。</p> <p>四・五 （略）</p>

2

(略)

2

(略)